

地方創生・観光プロモーションコンソーシアム 規約 Regional Tourism Promotion Consortium(RTPC)

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、地方創生・観光プロモーションコンソーシアム(以下「本会」という。)という。

(目的)

第2条 本会は、自治体、観光協会、各種企業等が連携し、自然環境に配慮した情報技術を用いて観光資源のプロモーションを推進することにより、魅力ある優れた観光資源を広く国内外に知らしめ、日本全国各地の地方創生・心豊かな生活に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光プロモーションに関する情報の収集・提供
- (2) 地方創生に関する交流
- (3) 会員企業に対する情報交換の場の提供
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第4条 本会に入会することができる者は、本会の目的に賛同し、次条に定める入会の承認を受けた法人及びその他の団体とする。

(入退会)

第5条 本会に入会しようとする者は、理事会において理事の過半数の承認を得ることとする。

2 本会を退会しようとする者は、1か月前までにその旨を事務局または代表理事まで届け出なければならない。

3 入会した法人およびその他団体の人事異動等により、担当者が活動できなくなる場合は原則、後任の担当者へ引き継ぐものとし、最低2週間程度の余裕をもって引き継ぐものとする。

(入会金・年会費)

第6条 会員は、本会への入会が認められた日から 30 日以内に、入会金 10万円(消費税別)を本会に支払うものとする。但し、自治体等については入会金を無料とする。

2 会員は、本会の運営に要する経費を負担するために、下記の年会費を 1 口以上本会に支払うものとする。

自治体等 無料

会 員 1口 10 万円(消費税別)

3 年会費の納入は年 1 回とし、毎年度 5 月末日までに納入しなければならない。但し、新規入会については入会が認められた日から 30 日以内に支払うものとする。

4 10 か月未満の年会費は、月額1万円(消費税別)に会員として承認を受けた日の属する月から事業年度末までの月数を乗じて算出された金額に減額されるものとする。

5【特例】ただし、上記の規定にかかわらず2021年4月1日から2022年3月31日の期間に所属・入会する会員は当該年度に限り年会費を無料とする。

6 資本金が1億円未満の会員(資本金がない会員を除く)は、入会金を5万円とする。

(除名)

第7条 会員が本会の名誉をき損し、又は、本会の設立趣旨に反する行為をしたとは、総会において会員の4分の3以上の同意によりこれを除名することができる。

(返還請求権の放棄)

第8条 第5条第2項又は第7条の規定に則って、退会又は除名となった会員は、既に納入した会費その他の拠出金品等の返還は請求できない。

第3章 役員等

(役員の種類及び選任)

第9条 本会に次の役員を置く。

(1)理事 3人

(2)監事 1人

2 理事及び監事は、代表理事または理事が会員の中から推薦し、理事全員の承諾をもって選任する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

4 役員は、団体たる会員の代表者又は代表者が委任する者の中から選任することができる。

5 理事および代表理事は、原則総会の承認をもって正式な着任となるが、やむを得ない事情がある場合、理事の全員の承認をもって理事および代表理事を選任できる。

(役員 の 職務)

第10条 代表理事は、本会を代表し、会務を統括する。

2 理事は、代表理事を補佐して会務を掌握し、代表理事に事故があるときはその職務を代理し、代表理事が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

4 監事は、本会の会計及び業務を監査する。

(役員 の 任期)

第11条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任した場合又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、原則その職務を行わなければならない。

(役員 の 解任)

第12条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、理事全員の承諾をもって、これを解任することができる。

(アドバイザー)

第13条 本会にアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーに着任する場合は、理事の過半数の承認を得ることにより本会の活動に参加できるものとする。

(事務局)

第14条 本会の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局職員を置く。

3 事務局長及び事務局職員は、代表理事が任命する。

第4章 会議

(種別)

第15条 本会の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成及び機能)

第16条 総会は全会員をもって構成し、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)事業計画の決定

(2)収支予算の決定

(3)事業報告の承認

(4)収支決算の承認

(5)その他本会の運営に関する重要事項

2 理事会は、理事をもって構成し、この規約に別に定めるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事項並びに本会の活動及び運営に係る事項を審議する。

3 理事会は、代表理事が招集する。

4 理事は、やむを得ない事情により理事会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

5 緊急かつ重要な事項については、電子メールまたは書面等により理事の過半数の承認を得ることによって決定することができる。

(開催)

第17条 通常総会は、事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、代表理事が必要と認めるとき又は会員の3分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

3 理事会は、代表理事が必要と認めるとき又は理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(議長)

第18条 総会及び理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第19条 総会は、総会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第20条 会議の議事は、この規約に別に定めるもののほか、総会においては出席した会員の過半数、理事会においては理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権)

第21条

会員は、総会において各社1箇の評決権を有する。

(書面評決等)

第22条

やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、電子メールまたは書面をもって評決し、または他の会員を代理人として評決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(専決事項)

第23条 緊急または軽微な事項については、代表理事が専決できる。

2 前項により専決した事項については、総会及び理事会に報告しなければならない。

第5章 資産及び事業計画等

(事業年度)

第24条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資産)

第25条 資産は、代表理事が管理し、その方法は、代表理事が理事会の議決を経て定める。

(事業計画及び予算)

第26条 本会の事業計画及び予算は、代表理事が作成し、第17条第1項に定める通常総会において決定する。ただし、通常総会までの間の当該年度に必要な予算は代表理事が専決することができる。

(事業及び決算)

第27条 本会の事業報告、決算及び財産目録は代表理事が作成し、通常総会において承認を得なければならない。

第6章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第28条 この規約は、理事会の総意において全員の同意を得なければ変更することはできない。

(解散及び残余財産の処分)

第29条 本会は、次の各号に掲げる事由により解散する。

(1) 本会の目的が達成されたとき又は達成が不可能となったとき。

(2) 総会において会員の4分の3以上の同意があったとき。

2 解散のとき存する残余財産の処分は、総会の議決を得てこれを決定する。

第7章 雑則

- 1 この規約は、2019年10月1日から施行する。
- 2 本会の設立当初の事業年度は、設立総会開催日から2017年3月31日までとする。
- 4 本会の設立当初の役員、事業計画及び予算は、設立総会の定めるところによる。
- 5 第5条の規定にかかわらず、本会設立の日までに入会申込書の提出を行った者は、本会設立の日をもって会員となったものとする。

2018年5月29日

【附則】

以下の改定内容を、2018年4月1日以降より適用する。

第1章 総則

第3条(3)

[変更前] 定期的な会議

[変更後] 会員企業に対する情報交換の場の提供

第2章 会員

第5条 2項

[変更前] 本会を退会しようとする者は、事前にその旨を届け出なければならない。

[変更後] 本会を退会しようとする者は、1ヵ月前にその旨を届け出なければならない。

第5条 3項

[追加] 人事異動等により、入会した法人およびその他団体の担当者が活動できなくなる場合は原則、後任の担当者へ引き継ぐものとし、最低2週間程度の余裕をもって引き継ぐものとする。

第6条 1項

[削除] 資本金が1億円未満の会員(資本金がない会員を除く)は、入会金を5万円とする。

第6条 3項

[変更前] 10 か月未満の年会費は、月額1万円(消費税別)に会員期間の月数を乗じて算出された金額に減額されるものとする。

[変更後] 10 か月未満の年会費は、月額1万円(消費税別)に会員として承認を受けた日の属する月から事業年度末までの月数を乗じて算出された金額に減額されるものとする。

第9条 5項

[追加] 理事および代表理事は、原則総会の承認をもって正式な着任となるが、やむを得ない事情がある場合、理事の全員の承認をもって理事および代表理事を選任できる。

第13条 1項-2項

[追加] 1 本会にアドバイザーを置くことができる。

[追加] 2 アドバイザーに着任する場合は、理事の過半数の承認を得ることにより本会の活動に参加できるものとする。

【附則】

以下の改定内容を、2019年10月1日以降より適用する。

第6条 6項

[追加] 資本金が1億円未満の会員(資本金がない会員を除く)は、入会金を5万円とする。

【附則】

以下の改定内容を、2021年4月1日より適用する。

第6条 5項

(変更前)【特例】ただし、上記の規定にかかわらず2018年4月1日から2019年3月31日の期間に所属・入会する会員は当該年度に限り年会費を無料とする。

(変更後)【特例】ただし、上記の規定にかかわらず2021年4月1日から2022年3月31日の期間に所属・入会する会員は当該年度に限り年会費を無料とする。

第9条 本会に次の役員を置く。

(変更前)(1)理事 6人

(変更後)(1)理事 3人

(定足数)

第19条

(追加)総会は、総会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(表決権)

第21条

(追加)会員は、総会において各社1箇の評決権を有する。

(書面評決等)

第22条

(追加)やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、電子メールまたは書面をもって評決し、または他の会員を代理人として評決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

以上。